

Ⅱ 業 務

第 1 章 医務・薬務・救急医療

第 2 章 保 健 衛 生

第 3 章 生 活 衛 生

第 4 章 試 験 検 査

第 1 章

医務・薬務・救急医療

医務行政については、適切な医療の提供を確保し、市民の皆様が安心して医療を受けられるようにすることにより、市民の健康保持に寄与するよう、医療法及びその他関係法令に基づき、医療機関等への立入検査や相談業務を実施しています。

薬務行政については、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするため、薬局や医薬品販売業者への監視を通じて、患者に対する服薬指導や医薬品等に関する情報提供が適切に行われているか、確認を行っています。

薬物乱用の問題については、全国的に依然として後を絶たない状況が続き、特に大麻事犯の増加が顕著となっており、厚生労働省発表の統計資料では令和5年の大麻事犯の検挙人員は過去最多を更新しており、検挙人員の約7割を30歳未満の若年層が占めています。

若年層に対する啓発活動がより重要となるため、若年層が興味本位で薬物に手を出してしまわぬよう、薬物に対する正しい情報を伝え、関係団体と協力をしながら、引き続き薬物乱用防止に関する啓発活動に取り組みます。

献血については、本市では市民の皆様の積極的な御協力により、今のところ必要数の確保はできていますが、少子高齢化は年々進行している上、献血機会の減少による若年層の献血離れも危惧されることから、今後も血液製剤の安定供給を維持できるよう、北海道赤十字血液センターと協働して、継続的な献血への協力を呼びかけます。

救急医療体制については、医師会などの協力の下、休日・夜間等における医療体制の維持を図っています。

今後とも、市民生活が安全で快適に営まれるよう、的確な医薬情報提供と適正な医療体制の確保に努めます。

1 医 務

担 当 課－保健総務課

① 施設数と監視数

【施設数】

(単位：件)

年度	病院	一般 診療所	歯科 診療所	助産所	歯科 技工所	あん摩等 施術所	柔道整復 施術所	あん摩等 及び 柔道整復 施術所
R3	15	80(11)	78	2	22	49	29	26
R4	15	78(12)	77	3	22	49	28	26
R5	15	77(11)	75	3	22	48	28	26

(注1) 一般診療所の()内は、一般外来患者を受けていない診療所を再掲。

【医療監視及び実地指導等の実施施設数】(根拠法令～医療法第25条第1項)

(単位：件)

年度	病院	一般診療所	歯科診療所	衛生検査所
R3	15	0	78	2
R4	15	65	0	0
R5	15	11	0	0

②病床数

(単位：床)

年度	総数	病院						診療所
		総数	精神	結核	感染症	一般	療養	
R3	3,024	2,847	909	4	2	1,380	552	177
R4	3,012	2,835	897	4	2	1,380	552	177
R5	2,973	2,796	858	4	2	1,380	552	177

③開設者別医療施設数と病院病床数

区分	施設数(件)				病院病床数(床)					
	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	総数	精神	結核	感染症	一般	療養
総数	167	15	77	75	2,796	858	4	2	1,380	552
国	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	3	1	2	0	388	80	4	2	302	0
社会福祉法人	9	3	6	0	786	168	0	0	618	0
公益法人	2	1	1	0	138	0	0	0	138	0
医療法人	78	10	48	20	1,484	610	0	0	322	552
その他の法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会社	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
共済組合	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
個人	71	0	16	55	0	0	0	0	0	0

④市内病院病種別利用率（医療法施行令第4条の8＜病院報告＞に基づく）

区分	総数	精神	結核	感染症	一般	療養
年間在院患者延数（人）	811,498	257,660	594	1,813	364,676	186,755
1日平均在院患者数（人）	2,217.2	704.0	1.6	5.0	996.4	510.3
令和5年末病床数（床）	2,796	858	4	2	1,380	552
病床利用率（％）	78.5	79.4	40.6	247.7	72.2	92.4
10万人対病床数（床）	2,625.7	805.7	3.8	1.9	1,296.0	518.4

（注1）病床利用率 $= \frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \times 100} \times 100$
（月間日数×月末病床数）1～12月の合計

（注2）小樽市住民基本台帳人口 106,485人（令和5年12月末現在）

2 薬 務

①薬事関係施設と監視延件数（根拠法令～医薬品医療機器等法第69条第2項）

（単位：件）

年 度	薬 局	卸 売 販 売 業	店 舗 販 売 業	既 存 配 置 販 売 業	特 例 販 売 業	販 売 業・ 貸与業 高度 管理 医療 機器	販 売 業・ 貸与業 管理 医療 機器	医 薬 品 等 製 造 業	医 薬 品 製 造 販 売 業	毒 劇 物 製 造 業	毒 劇 物 販 売 業	監 視 延 件 数
R3	77	14	29	7	4	81	303	10	6	4	85	158
R4	75	13	30	7	2	75	303	10	6	4	81	128
R5	73	12	32	7	2	72	308	10	6	4	78	152

（注1）医薬品等製造業の医薬品等：医薬品・医薬部外品・化粧品・薬局製剤・医療機器

②献血実施状況（小樽市献血推進協議会）

（単位：人）

献血実施状況（令和5年度献血推進協議会）						（単位：人）			
年度	目標数	実施稼動数 (回)	受付人数	中止数 (比重不足ほか)	献血者数	献血者数の内訳		達成数	達成率 (%)
	(200mL換算) 献血者数					200mL 献血者	400mL 献血者	(200mL換算) 献血者数	
R3	3,862	50	2,409	200	2,209	59	2,150	4,359	112.8
R4	3,862	50	2,388	230	2,158	111	2,047	4,205	108.8
R5	3,862	47	2,368	237	2,131	111	2,020	4,151	107.4

3 救 急 医 療

(1) 第一次救急医療

①小樽市夜間急病センター

根拠法令－医療法第30条の3、小樽市夜間急病センター条例
事業開始－昭和52年度

【目的】 夜間における救急医療体制の確保（対象地域：小樽市）

【沿革】 昭和52年6月15日／緑1丁目1番1号日赤会館1階に開設し、内科・小児科診療開始

昭和56年4月15日 外科診療を開始

平成5年4月26日 梅ヶ枝町8番18号に、多診療科目を有する病院に併設する形で新築

平成25年7月11日 住ノ江1丁目7番16号に、医療機器等の整備の充実を図り新築移転

平成31年4月1日 土曜日午後の診療を開始

【内容】 運営形態／小樽市夜間急病センター条例により、小樽市医師会に管理運営を委託（平成18年4月1日から小樽市公の施設の指定管理者に指定）

診療時間／午後6時～翌朝7時（日曜・休日は9時）、年中無休

※土曜日 午後2時～翌朝9時

【実績】

診療科目別患者数（夜間）

（単位：人）

年 度	内 科	小 児 科	外 科	合 計
令和2年度	1,836	292	1,302	3,430
令和3年度	1,981	358	1,293	3,632
令和4年度	2,163	436	1,363	3,962
令和5年度	2,327	511	1,507	4,345

診療科目別患者数（土曜日午後）

年 度	内 科	小 児 科	外 科	合 計
令和2年度	176	28	190	394
令和3年度	168	22	214	404
令和4年度	180	22	212	414
令和5年度	214	42	203	459

診療科目別患者数（土曜日午後も含めた総計）

年 度	内 科	小 児 科	外 科	合 計
令和2年度	2,012	320	1,492	3,824
令和3年度	2,149	380	1,507	4,036
令和4年度	2,343	458	1,575	4,376
令和5年度	2,541	553	1,710	4,804

令和 5 年度診療科目月別患者数

(単位：人)

月	内 科	小 児 科	外 科	合 計
4 月	160	47	108	315
5 月	197	45	150	392
6 月	221	48	145	414
7 月	283	65	199	547
8 月	370	63	172	605
9 月	230	50	141	421
10 月	188	42	128	358
11 月	180	31	124	335
12 月	213	60	146	419
1 月	186	28	145	359
2 月	143	44	136	323
3 月	170	30	116	316
計	2,541	553	1,710	4,804

②在宅当番医制

根拠法令－医療法第 30 条の 3

事業開始－昭和 58 年度

【目的】 日曜日・休日における救急医療体制の確保（対象地域：小樽市）

【内容】 日曜日・休日 内科 2 か所・外科 1 か所

午前 9 時～午後 6 時 ※令和 5 年 12 月以降は午後 5 時まで

【実績】 (単位：件)

年 度	延 当 番 医 療 機 関 数					実施日数
	内 科	外 科	産 科	眼 科	計	
平成 31 年度	265	76	0	22	363	76 日
令和 2 年度	242	71	0	15	328	71 日
令和 3 年度	251	71	0	15	337	71 日
令和 4 年度	249	71	0	3	323	71 日
令和 5 年度	235	72	0	0	307	72 日

(2) 第二次救急医療

① 病院群輪番制

根拠法令－医療法第 30 条の 3

事業開始－昭和 61 年度

【目的】 休日・夜間における重傷（症）患者の救急医療体制の確保

（対象地域：後志管内）

【内容】 参加病院数 9 病院（市内 6 病院・市外 3 病院）

診療科目数 14 科目

4 災害対策

担 当 課－保健総務課

根拠法令－災害対策基本法第8条

事業開始－平成30年度

【目的】 地域防災計画医療救護計画に基づき、災害医療に関する知識の習得、訓練、会議等を行うことにより、職員及び関係団体の連携を強化し、災害医療の充実を図る。

小樽市地域災害医療連絡会議

【内容】 小樽市保健所及び小樽市医師会等が、市内の災害医療体制について平常時から意見交換及び情報共有を図るとともに、災害時に関係機関が連携し、迅速かつ有効な災害医療体制を構築するための会議を行う。